地域の皆さんの声

障がいのある方や、その周りの方々からお寄せいただいたメッセージの一部を紹介します。メッセージの全文やそのほか寄せられた声は、12 月 3 日（木）から 9 日（水）まで市役所 1 階展示スペースにて掲示予定です。市役所にお越しの際はぜひご覧ください。

障がいのある方

「障“害”者という書き方は嫌ですか？」と聞かれたことがあります。私は人によって受け取り方は違うと思いますし、同様に障がいに対する向き合い方も人それぞれだと思います。私は障がいや病気の程度だけではなく「本人がどう考えて、向きあって、生活しているか」が大切だと思います。

障がいのある方の家族

「みんな家で面倒を見ている」娘に少しでも普通の生活をさせてあげたいと相談したとき、実際に言われた言葉です。私は娘に障がいがあっても、健常者と同じように選択肢のある生活をさせてあげたいと思っています。
障がいのある方たちの未来のために、少しでも多くの方に障がいについての現状を知ってもらい、障がいのある方たちが生きやすい社会になるよう尽力したいと思います。

わらくや（就労継続支援事業所A型※1）

当社で働く障がいのある方たちは、さまざまなハンディキャップや過去を抱え「続けること」をあまり経験してこなかったという共通点があります。自信を取り戻すために、本人をはじめご家族と支援の共有をすることが大切だと感じています。

ハート二宮・そうそう長沼（就労継続支援事業所B型※2）

障がい福祉の現場で働き始めた当初は、障がいに関する知識もなく、接し方について身構えていたこともありました。しかし「障がいがある」と壁を作ることが、障がいだったのではないかと気付かされました。

㈱ユニプレス（障がい者を雇用している企業）

当工場では、障がいのある方が 3 人働いています。階段の手すりを両側に設置するなどの安全対策をし、障がいのある方が働きやすい環境を整え、一人一人と向き合うことを大切にしています。

※1）雇用契約を結んで働くことのできる福祉事業所のこと。障がいのある方たちは、将来的に一般企業で働くために、助言や指導を受けながら能力を伸ばすための経験を積むことができる。
※2）雇用契約を結ぶことはできないが、障がいのある方たちは※1よりも簡単な作業を、自分の体調や体力を考慮しながら働くことができる。

「合理的配慮」を知っていますか？

「障害者差別解消法」では障がいのある方に対し、**正当な理由なく障がいを理由に差別することを禁止**しています。社会の中にあるバリアを取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といいます。

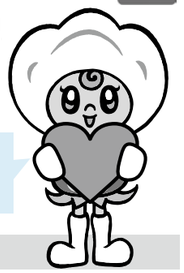

代筆する・静かな空間をつくる・スロープをつける等も「合理的配慮」です。みんなで助け合い、共生社会を目指しましょう！

問 社会福祉課障がい福祉係　TEL 83-8129

12 月 3 日～ 9 日は

障害者週間です

～もっと知って　障がいのある方のこと～

市には身体・精神・療育手帳などの障害者手帳の交付を受けた人が約 4,000 人います。また障害者手帳がなくても支援を必要とする人もいます。もしかすると、街で見かけた不思議と思える行動をしている人には、声を掛けたり見守ったりするなどの支援が必要かもしれません。
障がいの有無に関わらず、互いを尊重し支えあう「共生社会」を目指すために、この機会に障がいのある方への理解を深めましょう。

障がいの種類

身体障がい

体の機能の一部、または機能全体が本来の動きをすることができない状態を指します。

「目が見えない」、「音が聞こえない」、「話したり飲み込んだりすることがしにくい」、「内臓の機能が不十分（ペースメーカーや人工透析が必要）」など、目に見えるものから見えないものまであります。

発達障がい

生まれつき脳の動きに障がいがあり「友達とうまく遊べない」、「集団行動が苦手」、「気が散りやすい」、「興味の偏りがある」、「授業についていけない」などの症状が現れます。

「わがまま」や「しつけが悪いから」といった要因との関連性は医学的にも否定されています。生活がしづらいと感じる部分もありますが、適切に療育を受けることで、能力を伸ばすことができます。

精神障がい

さまざまな要因により、精神の正常な働きが障がいされることで起こります。脳の働きが変化するため、精神・身体症状や行動の変化が現れます。

日本人の 40 人に 1 人が精神障がいで通院や入院をし、一生のうちに 5 人に 1 人がこころの病気にかかるとも言われています。
見た目で分かりにくいため「気の持ちよう」と誤解されることがあります。

知的障がい

生まれたときや乳幼児期から、知的な機能（話す・学ぶ・判断する・計画を立てる・物事を把握する・問題を処理するなど）が同年代と比べ遅れていたり、できることが限られていたりする状態を指します。

市役所新庁舎で商品を販売しています

市役所に、市内の障がい者支援施設等による販売コーナーができました。日によって販売施設と商品が変わり、パンやお菓子、お弁当、野菜などを販売しています。
【とき】月曜～金曜日の正午前後（販売のない日もあります）
【ところ】市役所本庁舎 1 階　市民ロビー南側

販売日時・販売品の予定表については市ホームページを確認ください。

市ホームページ QR コード